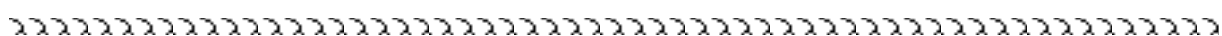


第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税、あるいは使用料等を通じて、県民の皆様

に直接的又は間接的に負担していただいています。
ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。

2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

平成26年度の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,468千円)に対する税負担率は14.9%であり、その内訳は国税7.0%、地方税7.9%(県税3.2%、市町村税4.7%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、366,475円となり、前年度に比べて28,477円(8.4%)の増となっています。

【参考】平成26年度の全国平均

平成26年度の国民1人当たりの国民所得(およそ2,889千円)に対する税負担率は26.0%であり、その内訳は国税15.9%、地方税10.1%(都道府県税4.3%、市町村税5.8%)です。国民1人当たりの税負担額750,095円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、平成28年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、()は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率(%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B/A	地 方 税			合計 F/A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C/A	市町村税 D/A	計 E/A	
17	(2,360) 4,347,784	(173) 317,864	(77) 142,485	(103) 190,450	(181) 332,935	(353) 650,799	7.3%	3.3%	4.4%	7.7%	15.0%
18	(2,397) 4,400,182	(168) 308,770	(82) 151,366	(105) 192,478	(187) 343,844	(355) 652,614	7.0%	3.4%	4.4%	7.8%	14.8%
19	(2,436) 4,454,490	(156) 285,756	(95) 173,848	(114) 207,669	(209) 381,517	(365) 667,273	6.4%	3.9%	4.7%	8.6%	15.0%
20	(2,283) 4,159,136	(143) 260,942	(90) 164,854	(114) 207,864	(205) 372,718	(348) 633,660	6.3%	4.0%	5.0%	9.0%	15.2%
21	(2,237) 4,062,971	(134) 244,031	(76) 137,571	(109) 197,872	(185) 335,443	(319) 579,474	6.0%	3.4%	4.9%	8.3%	14.3%
22	(2,346) 4,262,956	(137) 248,552	(73) 133,065	(108) 197,010	(182) 330,075	(318) 578,627	5.8%	3.1%	4.6%	7.7%	13.6%
23	(2,417) 4,380,349	(143) 258,366	(74) 133,799	(110) 199,662	(184) 333,461	(327) 591,827	5.9%	3.1%	4.6%	7.6%	13.5%
24	(2,441) 4,411,700	(144) 260,630	(75) 135,632	(111) 200,069	(186) 335,701	(330) 596,331	5.9%	3.1%	4.5%	7.6%	13.5%
25	(2,520) 4,539,639	(149) 269,135	(77) 137,742	(112) 202,025	(189) 339,767	(338) 608,902	5.9%	3.0%	4.5%	7.5%	13.4%
26	(2,468) 4,428,241	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.0%	3.2%	4.7%	7.9%	14.9%

(注)1 ()は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

2 県民所得(平成17年度～平成25年度)は、平成25年度県民経済計算によるものです。

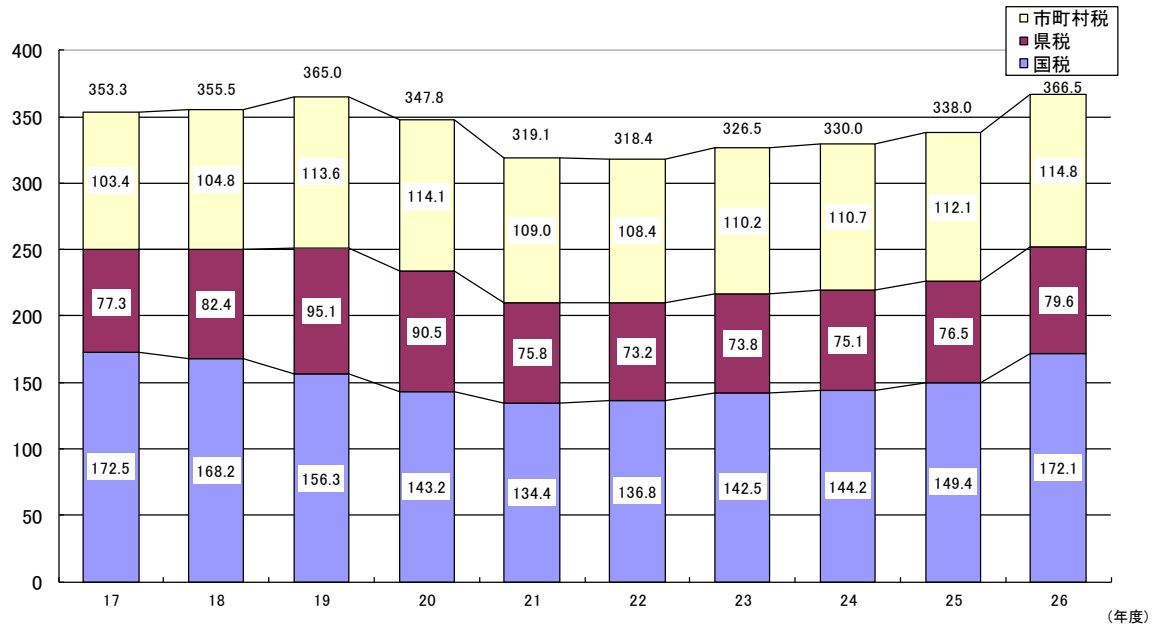
なお、平成26年度の数値は、平成25年度県民所得の数値に平成26年度国民所得の対前年伸び率(平成26年度国民経済計算確報による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額

(千円)



(注) 県民人口は「熊本県統計年鑑（世帯数及び人口の推移）」によります。

参考 平成 28 年度 主な税制改正の概要

1 及び 2 で、県税の収入状況及び県民の税負担の状況について説明いたしましたが、平成 28 年度の地方税法及び熊本県税条例の一部改正の概要について掲載します。

税目等	改正の要旨	改正の概要
法人事業税	税率の改正	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率について、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとする。</p> <p>ア 付加価値割 100分の1.2 イ 資本割 100分の0.5 ウ 所得割</p> <p>(ア) 所得のうち年400万円以下の金額100分の1.9(ただし、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100分の0.3) (イ) 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額100分の2.7(ただし、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100分の0.5) (ウ) 所得のうち年800万円を超える金額100分の3.6(ただし、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100分の0.7) (平成28年4月1日施行)</p>
自動車取得税	特例措置の見直し	<p>1 平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制の導入に伴い、自動車取得税に係るエコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで同規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えることとする。</p> <p>2 過疎地域等における生活路線バスの自動車取得税の非課税措置について、取得期限(現行平成28年3月31日までの取得が対象)を平成29年3月31日まで延長する。 (平成28年4月1日施行)</p>
不動産取得税	不動産取得税の特例税率の延長等	<p>1 独立行政法人都市再生機構等が売り渡す新築住宅について、平成28年3月31日までは、家屋が新築された日から1年(通常は6ヶ月)を経過して、使用又は譲渡が行われていない場合においては、1年を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして課税している。この「6ヶ月」を「1年」とする期限を平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>2 土地の上に特例適用住宅が新築された場合の、減額及び徴収猶予の適用対象期限(現行平成28年3月31日までの取得が対象)を平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>3 認定長期優良住宅である住宅の新築を平成28年3月31日までにを行った場合は、不動産取得税の課税標準の算定について1,300万円(通常は1,200万円)を価格から控除しているが、この特例を平成30年3月31日まで延長する。 (平成28年4月1日施行)</p>